

①環境省より平成 23 年 6 月 17 日付にて

「東日本大震災の災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について」
として、関係行政への通知および報道発表がされました。

◆市町村等が災害廃棄物に対して消臭剤・殺虫剤等の処理が応急的に必要だと判断した場合は、災害等廃棄物処理事業の一環とすることが可能です。

害虫対策の配慮の必要性等と共に、(社)日本ペストコントロール協会の活動が紹介されています。

詳細は下記をご参照ください

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13898>

②厚生労働省より平成 23 年 6 月 27 日付にて

「被災者居住地域における害虫等対策について」

として、被災者居住地域におけるハエ等の害虫等対策について、対応すべき事項等を被災県等に通知されました。

<通知より一部分のみ抜粋要約>

◆被災者居住地域における害虫等の駆除に対し、県等が認め一定の条件を満たした場合は感染症予防事業費の対象となる。

◆害虫等は一旦駆除しても、その後の発生予防に努めることや、継続的にこまめに駆除を続けることが重要と考えられる。

◆避難所等における害虫等の防虫対策をとる場合、災害救助法の対象経費である。

被災者居住地域における害虫等対策の必要性等と共に、(社)日本ペストコントロール協会が紹介されています。

詳細は下記をご参照ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001h47a.html>